

平成30年度あきる野市防災会議 議事要旨

開催日時 平成31年3月15日(金) 午後3時から午後4時まで

開催場所 防災センター 2階 会議室

出席者 市長、京浜河川事務所多摩川上流出張所長、陸上自衛隊第1施設大隊長、東京都西多摩建設事務所副所長、東京都西多摩保健所長、あきる野給水事務所長、五日市警察署交通警備課長代理、福生警察署警備課長、秋川消防署警防課長、副市長、教育長、あきる野市消防団長、東日本旅客鉄道(株)拝島駅長、東京電力パワーグリッド(株)立川支社長、NTT 東日本東京事業部東京西支店長、東京都赤十字血液センター立川事業所長、あきる野市医師会代表、阿伎留病院企業団企業長、西東京バス(株)五日市営業所長、武陽ガス(株)取締役総務統括部長、日本郵便(株)あきる野郵便局長、秋川歯科医師会長、あきる野薬剤師会長、あきる野市防災・安心地域委員会本部長、あきる野市町内会・自治会連合会長、市議会議長、市議会総務委員会副委員長、あきる野商工会長、あきる野市赤十字奉仕団委員長、秋川農業協同組合女性部長、東京都助産師会西多摩地区分会副会長、東京都市町村災害医療コーディネーター公立阿伎留医療センター救急科部長、企画政策部長、総務部長、健康福祉部長、都市整備部長

事務局 長谷川地域防災課防災担当課長、木住野防災係長、水谷防災担当主査、地域防災課防災係 相場

1 開 会 長谷川地域防災課防災担当課長

2 挨拶 澤井市長

3 委員自己紹介 席次表をご覧くださいことで紹介を省略

4 審議事項

(1) あきる野市地域防災計画の修正について・・・資料3-1～3-3

市長 事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは資料3-1 あきる野市地域防災計画の修正について(概要)をご覧くださいと思います。

今回の修正内容につきましては、水防法及び土砂災害防止法の一部改正によるものです。大雨の影響による洪水や土石流、また東日本大震災の津波により、各地の高齢者施設等で被害が発生したことから、避難体制を強化するため、浸水想定区域や土砂災害警戒区域に所在する要配慮者利用施設の管理者は避難確保計画の作成と避難

訓練の実施が義務付けられ、また、市は地域防災計画にその施設の名称、所在地を定めることとなったものです。このため、風水害等編の37ページ、第7章 避難勧告・指示計画、第1節 避難体制に要配慮者利用施設対策について追加し、資料編に対象となる施設の一覧表を追加するものです。

資料3-2をご覧ください。

東秋留地区から順に、該当となる施設を記載してあります。それぞれの施設と関連する高齢者支援課や障がい者支援課など、関係部署から施設の情報を提供いただき、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域に照らし合わせ、該当する施設をリストアップしたものとなります。表の右に浸水想定区域または土砂災害警戒区域に該当する場合、○を表記しております。

資料3-3をご覧ください。

国が作成した事業者向けのチラシとなります。該当する要配慮者利用施設の範囲が示されており、市としましても国の例にならい、該当施設を定めております。避難確保計画作成の支援において、市の役割としまして、施設を地域防災計画に位置付ける場合には、施設管理者に対して、水害や土砂災害の危険性の説明、防災意識の向上を図り、積極的に支援することが望ましいとされております。これらの施設を直接訪問して、対象となる施設であることを説明し、避難確保計画作成を依頼していきたいと考えています。また、新規に開設した事業所につきましても、関係部署と連携し、対応していきたいと考えています。

説明は以上となりますが、なにかご意見がありましたら、お聞かせいただきたいと思っております。

市長 説明が終わりましたので、質問がありましたら挙手をお願いいたします。

委員 対象となる施設は、浸水想定区域と土砂災害警戒区域に所在する福祉施設や学校とのことだが、対象となる施設とならない施設の違い、詳細な基準などはあるのか。

事務局 法律上は、浸水想定区域、土砂災害警戒区域内にある施設となっており、詳細な基準は示されておりませんが、東京都建設局では、あきる野市の土砂災害警戒区域内にある施設のリストが作成されており、施設の建物の一部が指定区域にかかっている場合は、対象施設となっております。市では、東京都の考え方との整合性を図るため、このリストと照合して該当する施設を定めております。

また、浸水想定区域の内水0.5メートル以下の区域内にある施設は、河川の氾濫、洪水により建物が流されたり倒壊したりする危険がないため、対象外としております。

委員 対象となるこれらの施設が避難確保計画作成するとき、地域の消防団員が避難誘導や避難所への移送をするという計画になるか。

消防団員の関わり方はどのようになるのか。

事務局 それぞれの施設の避難確保計画において、原則としては施設職員での早めの対応をしていただくことが前提であり、はじめから消防団員の支援を計画に盛り込むことには無理があると考えています。しかしながら、緊急を要する場合には、市の災害対策本部を通じて、消防団長に支援の要請を行うこともあるかと思っております。

施設から直接、消防団に支援を要請することはせず、基本的には、緊急時の対応になると考えております。

市長 他に質問はありますか。(なし)

それでは、この内容で「あきる野市地域防災計画」を修正させていただいて、よろしいでしょうか。(異議なし)

異議なしとすることなので、「あきる野市地域防災計画」は、この内容で修正させていただきます。

5 報告事項

(1) ハザードマップについて・・・資料4

市長 続きまして、5の報告事項(1)のハザードマップの作成について、事務局から説明をお願いします。

事務局 (1)のハザードマップの作成について、資料4をご覧ください。

経緯につきましては、平成28年3月に平成27年度版のハザードマップを作成し、全戸配布しておりますが、その後、災害対策基本法の改正により、避難所の定義が変更され、災害の種類に応じて避難所を示すこととなったことや、多摩川の浸水想定区域が見直されたため、これらの内容を反映して新たに作成することとなりました。内容につきましては、表面が7地区の地図となっており、多摩川の浸水想定区域と避難所の表示を変更しております。裏面につきましては、水害、土砂災害の危険性、避難行動の流れ、気象情報の見方などを掲載しております。配布につきましては、業者委託により、各家庭にポスティングにより配布します。すでに配布されている地域もありますが、最終的には3月末までに完了する予定です。

(1)については、以上でございます。

市長 説明が終わりましたので、質問がありましたら挙手をお願いいたします。

委員 全戸に配布しているとのことだが、配布するのは一般の市民だけに配布しているのか。またはそれ以外、例えば、学校や病院などに配布しないのか。

事務局 配布先につきましては、個人の住宅のほか、病院、高齢者施設、福祉施設、私立高校、都立高校、保育園、幼稚園に配布するよう、業者に依頼しています。また、個人の住宅で、明らかに2世帯住宅である場合には2枚配布しています。あきる野市立小中学校には教育委員会を通じて配布しております。

市長 他に質問はありますか。

特にないようでございます。今月中に配布されるとのことですので、よろしくお願いいたします。

(2) ブロック塀等防災対策促進事業について・・・資料5

市長 次に、(2)ブロック塀等防災対策促進事業についてです。事務局から報告をお願いいたします。

事務局 (2) ブロック塀等防災対策促進事業の概要について、資料5をご覧ください。

この制度は、昨年7月に開始しております。経緯につきましては、昨年6月の大阪府北部地震によるブロック塀の倒壊事故を受け、あきる野市防災・安心地域委員会からの要望もあり、市長の迅速な判断により早急に対策を講じる必要があることから、7月27日の臨時議会に予算計上、可決されました。危険なブロック等の撤去が最大の目的でありますので、防災対策として行うこととなりました。補助の内容ですが、撤去工事に要する費用の額または撤去するブロック塀の長さ1メートル当たり11,000円を乗じた額のいずれか低い額の10分の5(2分の1)、限度額8万円。撤去して新たにブロック塀等を設置する場合は、設置工事に要する費用の額または安全な塀の長さ1メートル当たり29,000円を乗じた額のいずれか低い額の10分の3、限度額12万円。生垣を設置する場合は、1メートル当たり16,000円を乗じた額のいずれか低い額の10分の4、限度額9万円となります。

この制度は2021年度までとなり、初年度500万円、2年目、3年目は、それぞれ750万円の予算を予定しています。

現在、申請件数が20件、実績報告が17件で、計2,282,900円を補助しています。

以上、報告といたします。

市長 何か質問はありますか。

特にないようですので、次に、(3)「避難行動要支援者名簿」について、事務局から報告をお願いします。

(3) 避難行動要支援者名簿について・・・資料6

事務局 (3) 避難行動要支援者名簿について、資料6をご覧ください。

災害対策基本法の改正により、市が保有する情報を収集し、名簿を作成することとなり、避難行動要支援者から同意を得られた場合は、避難支援関係者に必要な範囲で名簿情報を提供できることとなりました。これまでの経過としましては、平成28年12月、高齢者支援課、障がい者支援課に該当者の抽出を依頼し、年度末には最初の名簿作成に着手しております。その後、平成29年3月に、あきる野市地域防災計画を修正し、避難行動要支援者名簿について記載しております。平成30年の夏ころから名簿の更新作業を行い、11月には名簿登録者に対し、事前の情報提供の同意確認書を郵送しました。現在、同意確認者の集計中ではありますが、現在8,133人中、3,498人が同意確認済となっています。名簿の対象者については、(1)から(6)のとおりです。今後、避難支援関係者へ情報提供できるよう同意確認者の名簿を町内会・自治会ごとに整理していくこととなります。

以上、報告とします。

市長 何か質問はありますか。

委員 全体の名簿は完成しているとの理解でよいか。名簿の更新はどうなるのか。また、事前の情報提供に承諾した方の名簿を整理するとのことだが、その配布については、

いつごろ、どんな形で情報提供されるのか。

事務局 名簿は、平成30年11月時点の情報を元にして作成しています。対象となる方は日々、増減しているわけですが、毎日更新することは不可能なため、少なくとも年1回は更新していきたくて考えています。

事前の情報提供は、町内会・自治会ごと、または民生委員の担当地区ごとに整理する必要があると考えており、その作業にどれだけの時間が必要か予測できないのが正直なところであります。また、情報提供したあと、どのように活用していくか、また活用できるのか、支援関係者のご意見を伺いながら取り扱いについて調整していきたいと思っております。具体的な情報提供の時期については、ある程度、見込みがたった時点で支援関係者にお示ししたいと思っております。

市長 他に質問はありますか。

特にないようですので、次に、(4) 防災行政無線デジタル化について事務局から報告をお願いします。

(4) 防災行政無線デジタル化について・・・資料7

事務局 (4) 防災行政無線デジタル化について、資料7をご覧ください。

現在の防災行政無線システムは、電波法令等の改正により平成34年11月30日以降、使用できなくなることから、デジタル方式に移行するものです。整備の内容としては、大きく分けて3つ、1つは固定系(同報系)無線システムですが、これは無線放送のことになります。市内に109か所ある放送塔と、それらを管理する防災センターや秋川消防署などに設置されている機械を整備します。2つ目は、戸別受信機です。これは、無線放送受信できる機械のことで、家の中に設置するもので、今回、音声と文字表示ができるマルチメディア放送を活用した受信端末(800台)を導入します。3つ目は、移動系無線システムで、これは、双方で通信できる無線機です。小中学校や避難所、消防団車両などに配置します。この事業は、2年をかけて行うもので、今年度は主に秋川地区の放送塔のデジタル化を行い、来年度、五日市地区の放送塔と戸別受信機、移動系無線の整備を行います。費用については、合計8億円を超える予算となっております。

市長 何か質問はありますか。

特にないようですので、次に、(5) 災害時応援協定について、事務局から報告をお願いします。

(5) 災害時応援協定の締結について・・・資料8

事務局 (5) 災害時応援協定の締結について、資料8をご覧ください。

平成30年度に避難所に関する応援協定を菅生学園、都立秋留台公園と締結しており、3月15日現在、45件の災害時応援協定等を締結しています。現在、西多摩電設工業組合との協定を進めております。引き続き、各種協定の締結に取り組んで

いきます。

市 長 何か質問はありますか。

特にはないようです。以上で予定されていた報告は終了となります。

6 その他

市 長 次に、6の「その他」に入りますが、委員の方で何かありますか。事務局からありますか。特にはないので、以上で、本日の会議を終了させていただきます。今後とも、市の防災行政に皆様のご協力をお願い申し上げます。

事務局 ありがとうございました。以上をもちまして、防災会議を終了させていただきます。地域防災計画の修正箇所につきましては、封筒に修正ページが入っておりますので、差し替えをお願いいたします。本日は、大変ありがとうございました。

7 閉 会